

第 35 条 (第 33 条関係)

銃砲等又は刀剣類所持許可証再交付申請書

銃砲刀剣類所持等取締法第 7 条第 2 項の規定により、許可証の

- 亡失
盗難
滅失

について届け

出るとともに、許可証の再交付を次のとおり申請します。

令和 年 月 日

山口県教育委員会 殿

申 請 人	本 籍	
	住 所	
	ふ り が な	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日 (歳)
	電 話 番 号	
申 請 の 理 由	※亡失、盗難又は滅失の状況を記載すること。	
所 持 許 可 証	許 可 証 の 種 別	<input type="checkbox"/> 猟銃・空気銃所持許可証 (様式第 29 号) <input type="checkbox"/> クロスボウ所持許可証 (様式第 29 号の 2) <input type="checkbox"/> 銃砲所持許可証 (様式第 30 号) <input type="checkbox"/> クロスボウ所持許可証 (産業等用) (様式第 30 号の 2) <input type="checkbox"/> 刀剣類所持許可証 (様式第 31 号) <input type="checkbox"/> 銃砲所持許可証 (FIREARMS PERMIT) (様式第 32 号) <input type="checkbox"/> クロスボウ所持許可証 (CROSSBOWS PERMIT) (様式第 32 号の 2) <input type="checkbox"/> 刀剣類所持許可証 (SWORDS PERMIT) (様式第 33 号)
	許 可 証 番 号	第 号
	交 付 年 月 日	年 月 日
	交 付 公 安 委 員 会	公安委員会

- 備考 1 亡失、盗難、滅失の別及び許可証の種別欄には、該当する□内にレ印を記入すること。
 2 亡失、盗難、滅失その他の再交付を必要とすることを示す書類がある場合には添付すること。